(参考) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、トラックなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえ、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業から終業までの時間(休憩時間を含む))、休息期間(勤務と勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を定めたもの。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)



- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約採択



中央労働基準審議会での関係労使の議論

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、 「**改善基準告示」を策定(平成元年)**

※制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するに伴い、 内容の見直しが行われ現在に至っている。 (中身を伴う改正: 平成9年改正が最後)

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

主な内容(トラック)

▶ 1か月の拘束時間:293時間以内、1日の拘束時間:原則1日13時間以内(最大16時間)、1日の休息期間:継続8時間以上等

24:00

【参考】拘束時間と休息期間

00:00

- 拘束時間とは、労働時間、休憩時間その他の使用者に 拘束されている時間をいう。
- 休息期間とは、使用者の拘束を受けない期間をいう。

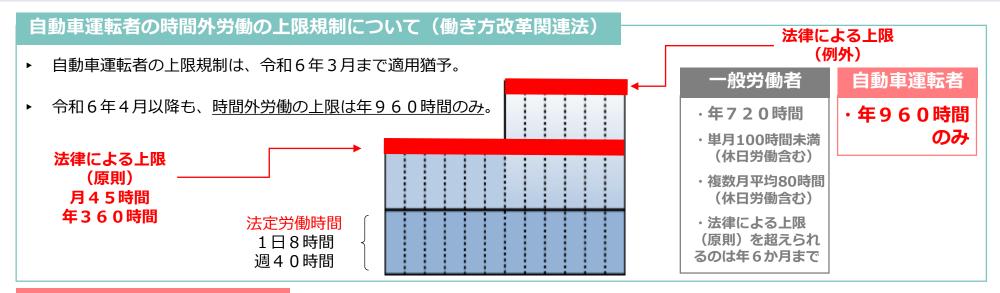
 08:00
 21:00

 休息期間
 拘束時間
 休息期間

1

(参考)自動車運転者の上限規制と改善基準告示の見直し

- ▶ 自動車運転者については、働き方改革関連法により、<u>令和6年4月から罰則付の時間外労働の上限規制(年960時間)が適用</u> されること等から、公労使三者構成の労働政策審議会の下に専門委員会を設置し、改善基準告示見直しの議論を進めてきた。
- ▶ 今和4年9月27日の専門委員会においてとりまとめを行い、令和4年12月23日に改善基準告示を改正(令和6年4月~適用)。



改善基準告示の見直しの経緯

令和元年11月 : 労働政策審議会労働条件分科会の下に、「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置

実態調査、疲労度調査、海外調査を実施

令和3年4月 : 同専門委員会の下に、「業態別(トラック、バス、タクシー)作業部会」を設置

1

作業部会を複数回開催

令和4年3月:タクシー、バスとりまとめ

令和4年9月27日 : 第9回専門委員会 (全体とりまとめ:トラック、バス、ハイヤー・タクシー)

→ 11月29日 労働条件分科会 : 諮問答申

令和 4 年 1 2 月 2 3 日 : 改善基準告示 改正

荷主への「要請」、関係者への「周知」を実施

令和6年4月 : 年960時間の上限規制、改善基準告示 適用